

総合評価方式ガイドライン

令和8年7月

神奈川県内広域水道企業団

目次

1	総合評価方式の概要	1
2	総合評価方式の基本的事項	1
3	技術資料の評価	2
4	評価項目及び加算点の設定	3
5	評価値の算出方法	5
6	技術資料の評価方法について	6
7	落札者の決定方法	12
8	入札契約手続きの一般的な流れ	13
9	中立かつ公正な評価の確保（学識経験者の意見聴取）	14
10	技術提案等の担保	14
11	ペナルティーの設定	15
12	総合評価方式に係る事項の公表	16
13	技術資料の提出	17
14	各種様式・参考資料	17

1 総合評価方式の概要

平成17年4月1日に公共工事の品質確保を目的に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（「以下、品確法」という。）が制定された。品確法の基本方針の中に、公共工事の品質確保を図るためには、価格及び品質が総合的に優れている内容の契約をすることが重要であり、品質向上に係る技術提案を求めるように努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高いものを落札者とすることが原則であるとされており、「総合評価方式」の適用を基本とすることが示されている。

総合評価方式は、「入札価格」の他に「価格以外の技術的要素」を評価の対象に加え、数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とすることで、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示した事業者を選定するものである。ここでの「価格以外の技術的要素」とは、危機管理の対応、工事目的物の性能・機能の向上、施工方法の工夫などの技術提案や同種工事の施工実績等が該当する。

この総合評価方式を適用していくことで、事業に必要な優れた技術的能力を有する者を選定することができ、事業品質の向上が図れることになる。

また、企業の技術力の競争が技術力向上意欲を高め、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されることも期待できる。

2 総合評価方式の基本的事項

総合評価方式は、適用する事業の特性や難易度に応じて、「技術提案型」、「簡易型」、「特別簡易型」の中から該当する事業に適した方式を選択する。

対象となる方式は、設計・施工一括発注方式（DBM方式、DBO方式、DB方式）、施工・維持管理業務一体発注方式（BM方式）及び設計・施工分離発注方式とする。

（1）技術提案型

技術的な工夫の余地が大きく、民間企業の優れた技術力を活用することにより事業全体の価値の向上を目指すもので、施工技術難易度や現場条件難易度が特に高く、企業団が標準案を作成することができない場合や複数の最適かつ有力な工法・手法があり、幅広い提案を求めることが適切な場合に適用する。

技術資料は、「緊急時や異常時に対する危機管理の対応」、「工事目的物の性能・機能の向上」、「社会的要請への対応」のほかに、「企業の技術的能力」、「配置予定技術者の技術能力」、「企業の社会性・信頼性」などの取り組みに関する内容を求める。

（2）簡易型

技術的な工夫の小さい一般的な事業において、適切かつ確実な施工能力をもつ企業に施工させることにより、工事の品質をより高めることを期待する事業で、施工技術難易度や現場条件などの難易度が高く、発注者が施工計画に係る技術的所見を求めたい場合などに適用する。

技術資料は、「簡易な施工計画の技術的所見」のほかに、「企業の技術的能力」、「配置予定技術者の技術能力」、「企業の社会性・信頼性」などの取り組みに関する内容

を求める。

(3) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工の確実性を確保するために、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績に基づく技術力等よる場合に適用する。

技術資料は、「企業や配置予定技術者の技術的能力」、「企業の社会性・信頼性」への取り組みに関する内容を求める。

3 技術資料の評価

総合評価方式における技術力等の評価は、以下の(1)～(4)により行う。

(1) 技術提案

技術的工夫の余地が大きく、構造上の工夫や特殊な施工方法などを含む高度な技術提案を求める「技術提案型」に該当する事業については、発注者が示す標準的な仕様に対して、受注者が自らの技術提案により改善し、事業全体の品質向上を図る能力を評価する。

なお、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求める必要がない「簡易型」に該当する事業については、施工計画を求め、施工上配慮すべき事項の適性を審査し、適切かつ確実に事業を遂行する能力を評価する。

(2) 企業の技術的能力

企業の施工実績や工事成績、表彰、若手技術者の登用、労働災害防止対策などを評価する。

(3) 配置予定技術者の技術能力

配置予定技術者の施工実績や工事成績、保有する資格を評価し、プレゼンテーションにより専門技術力、当該事業の理解度などを確認する。

(4) 企業の社会性・信頼性

地域における災害等の発生時に、臨機な対応が可能な企業であるか、安全衛生等に対する考え方について社会性・信頼性を評価する。

4 評価項目及び加算点の設定

(1) 技術提案型の場合

評価種別	評価項目	技術提案型		備考	
		適用	配点		
企業 の 技 術 力	技術提案		45～70点		
	企業の技術的 能力	直近15年間の工事成績評定の平均点	選択	2～-2点	
		過去の同種工事の施工実績	選択	1点	
		直近15年間の優良工事等表彰受賞実績	選択	1点	
		ISO9001の取得	選択	1点	
		ICT活用工事の実施	選択	1点	
		ASPの活用	選択	1点	
		CCUSの活用	選択	1点	
		手持ち工事量	選択	1点	
		若手技術者の登用	選択	2～0点	
		CO2削減対策	選択	1点	
		労働災害防止対策	選択	1点	
	配置予定技術 者の技術能力	直近15年間の工事成績評定	選択	1点	
		過去の同種工事の施工実績	選択	1点	
		保有する資格	選択	1点	
		専門技術力のプレゼンテーション	選択	2点	
		当該事業の理解度に対するプレゼンテーション	選択	2点	
		当該事業の対応能力に対するプレゼンテーション	選択	2点	
		直近15年間の優秀技術者表彰受賞実績	選択	1点	
企業の社会性・信 頼性	災害時等の地域貢献	選択	1点		
	建設業労働災害防止協会への加入	選択	1点		
加算点合計			70点		
低入札価格での入札			-5点		

※選択項目を選ばない場合は、技術提案を加点する。

(2) 簡易型の場合

評価種別	評価項目	簡易型		備考	
		適用	配点		
企業 の 技 術 力	簡易な施工計画の技術的所見	・ 工事目的物や材料等の品質管理に係る技術的所見 ・ 施工上の課題に対する技術的所見 ・ 施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見 ・ 工程管理に係る技術的所見 ・ 企業団が指定した課題への技術的所見（新技術の採用、なコスト縮減への対応、工事目的物の性能・機能、環境の維持など） 以上の中から一つを評価		11～30点	
	企業の技術的能力	直近15年間の工事成績評定の平均点	選択	2～-2点	
		過去の同種工事の施工実績	選択	1点	
		直近15年間の優良工事等表彰受賞実績	選択	1点	
		ISO9001の取得	選択	1点	
		ICT活用工事の実施	選択	1点	
		ASPの活用	選択	1点	
		CCUSの活用	選択	1点	
		手持ち工事量	選択	1点	
		若手技術者の登用	選択	2～0点	
		CO2削減対策	選択	1点	
		労働災害防止対策	選択	1点	
	配置予定技術者の技術能力	直近15年間の工事成績評定	選択	1点	
		過去の同種工事の施工実績	選択	1点	
保有する資格		選択	1点		
直近15年間の優秀技術者表彰受賞実績		選択	1点		
企業の社会性・信頼性	災害時等の地域貢献	選択	1点		
	建設業労働災害防止協会への加入	選択	1点		
加算点合計			30点		
低入札価格での入札			-5点		

※選択項目を選ばない場合は、簡易な施工計画の技術的所見を加点する。

(3) 特別簡易型の場合

評価種別	評価項目	簡易型		備考	
		適用	配点		
企業の技術力	企業の技術的能力	直近15年間の工事成績評定の平均点	必須	2~-2点	
		過去の同種工事の施工実績	必須	1点	
		直近15年間の優良工事等表彰受賞実績	必須	1点	
		ISO9001の取得	必須	1点	
		ICT活用工事の実施	必須	1点	
		ASPの活用	必須	1点	
		CCUSの活用	必須	1点	
		若手技術者の登用	必須	2~0点	
		労働災害防止対策	必須	1点	
	配置予定技術者の技術能力	過去の同種工事の施工実績	必須	1点	
保有する資格		必須	1点		
企業の社会性・信頼性	災害時等の地域貢献	必須	1点		
	建設業労働災害防止協会への加入	必須	1点		
加算点合計			15点		
低入札価格での入札			-5点		

5 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、除算方式または加算方式により求めることを基本とする。どちらの方式を採用するのかは、事業内容や工種などを踏まえ、発注課が選択する。

(1) 加算点

加算点の上限は、技術提案型が70点、簡易型が30点、特別簡易型が15点とする。

(2) 除算方式

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000 \\ &= \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点(評価合計)}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000 \end{aligned}$$

- ・ 技術評価点：標準点に加算点を加えたもの
- ・ 標準点：競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に100点を付与する
- ・ 加算点：審査の結果得られた得点の合計値とする（小数第2位まで算出）

(3) 加算方式

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

- ・ 技術評価点：技術評価比重×（技術審査の結果得られた得点の合計値／加算点合計点）
 - ・ 価格評価点：価格評価比重×（最低入札価格／入札価格）
- ※技術評価比重及び価格評価比重は、入札説明書に記載

(4) 入札価格が調査基準価格を下回った場合

評価項目に「低入札価格での入札」が適用されている事業で、調査基準価格未満で入札が行われた場合、技術評価点を5点減点する。

6 技術資料の評価方法について

(1) 評価項目の設定

総合評価方式のタイプ（技術提案型、簡易型、特別簡易型）の特性を踏まえて評価項目を選択し、求める具体的な提案内容を設定する。

ア 技術提案型における評価項目

技術提案型においては、「緊急時や異常時に対しての危機管理の対応」、「工事目的物の性能・機能の向上」、「社会的要請への対応」、「企業団が指定した課題への対応」について、事業の内容に応じ、個別具体的に定める。

また、企業の技術的能力や配置予定技術者の技術能力、企業の社会性・信頼性に関する評価項目も技術提案として取扱う。

イ 簡易型における評価項目

簡易型においては、企業の技術力及び社会性・信頼性を評価するため、企業及び配置予定技術者の過去の施工実績や工事成績、災害時の地域貢献等に基づく評価項目を選択する。

加えて、技術的所見として「工事目的物や材料等の品質管理」、「施工上の課題」、「施工上配慮すべき安全対策」、「工程管理」、「企業団が指定した課題」から1つを選択する。

簡易型の技術資料として求める技術提案は、高度な技術を要するものではなく、施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理等についての工夫（簡易な施工計画）なども技術提案として取扱う。

ウ 特別簡易型における評価項目

特別簡易型においては、企業の技術力及び社会性・信頼性を評価するため、企業及び配置予定技術者の過去の施工実績や工事成績、保有する資格、災害時の地域貢

献等に基づく評価項目を選択する。

(2) 技術資料等の提出

設定した評価項目に応じ、入札参加者に対して、技術資料の提出を求める。

(3) 技術資料の改善

発注者は、技術資料の内容の一部を改善することで、より優れた技術資料となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術的能力の審査において、提案者に技術資料を改善する機会を与えることができる。この場合、発注者は透明性の確保のため、技術資料の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表する。

技術資料の改善を求める場合には、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者が有利になることのないようにする。

(4) 加點評価の対象としない事項

提出された技術資料は、評価基準及び配点に基づき評価を行うが、記述に明らかな誤りがある評価項目や添付書類に不備がある評価項目は加點しない。

(5) 失格となる事項

- ア 技術資料を全く提出しなかった者
- イ 各評価項目に対応した内容の記述が全くない場合
- ウ 誹謗中傷、各種法令違反、事実と反する虚偽の記述がある場合
- エ 自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定できる記述がある場合
- オ 技術資料に記載する内容が要求水準を満たさない場合

(6) 技術対話に関する事項

当該事業の内容やその特性などに応じて、入札参加者の間違いや誤解を防ぐ目的で技術対話を実施できる。

(7) 評価基準

ア 技術提案〔45～70点〕

当該事業の特性を踏まえ、評価項目の詳細事項を設定する。

評価項目	評価基準	配点
緊急時や異常時に対しての危機管理の対応に関する事項	入札公告兼入札説明書に、個別具体的に定める。	45～70点
工事目的物の性能・機能向上に関する事項		
社会的要請への対応に関する事項		
企業団が指定した課題に関する事項		

イ 簡易な施工計画の技術的所見〔11～30点〕

5つの評価項目（技術的所見）から1つを選択し、評価項目の詳細事項を設定する。

評価項目	評価基準	配点
工事目的物や材料等の品質管理に関する事項	入札公告兼入札説明書に、個別具体的に定める。	11～30点
施工上の課題に関する事項		
施工上配慮すべき安全対策に関する事項		
工程管理に関する事項		
企業団が指定した課題に関する事項		

ウ 企業の技術的能力〔13点〕、特別簡易型〔11点〕

当該事業に該当する項目を選択する。代表企業、構成企業それぞれに項目を求め場合は、各項目の適用範囲を事業ごとに指定する。

評価項目	評価基準	配点
直近15年間の工事成績評定の平均点	80点以上	2点
	75点以上80点未満	1点
	65点以上75点未満及び該当成績なし	0点
	55点以上65点未満	-1点
	55点未満	-2点
過去の同種工事の施工実績	有	1点
	無	0点
直近15年間の優良工事等表彰受賞実績	有	1点
	無	0点

ISO9001 の取得	有	1 点
	無	0 点
ICT 活用工事の実施	有	1 点
	無	0 点
ASP の活用	有	1 点
	無	0 点
CCUS の活用	有	1 点
	無	0 点
手持ち工事量	5 件未満	1 点
	5 件以上	0 点
若手技術者の登用	2 名以上	2 点
	1 名	1 点
	無	0 点
CO2 削減対策	有	1 点
	無	0 点
労働災害防止対策	有	1 点
	無	0 点

ア) 直近 15 年間の工事成績評定点の平均点

工事成績評定点は、直近 15 年間（年度）に完成し、引渡しを終了した企業団または神奈川県内で発注した公共工事のうち、請負金額が 5,000 万円以上で元請業者として受注した工事を対象とする。

工事成績評定点の平均点は整数止めとし、対象となる工事がない場合は、加減点を行わない。

イ) 過去の同種工事の施工実績

過去 15 年間（年度）に完成し、引渡しを終了した企業団または神奈川県内で発注した公共工事のうち、請負金額が 5,000 万円以上で元請業者として受注した同種工事の施工実績の有無について評価する。

ウ) 直近 15 年間の優良工事等表彰受賞実績

直近 15 年間（年度）に完成し、引渡しを終了した企業団または神奈川県内で発注した公共工事のうち、入札公告日時点において優良工事等表彰受賞実績の有無について評価する。

エ) ISO9001 の認証取得

入札公告日時点において、建設工事に関する ISO9001 の取得の有無について評価する。

オ) ICT 活用工事の実績

当該事業において、ICT（情報通信技術）の活用の有無について評価する。

カ) A S P の活用

当該事業において、A S P（工事情報システム）の活用の有無について評価する。

キ) C C U S の活用

当該事業において、C C U S（建設キャリアアップシステム）の活用の有無について評価する。

ク) 手持ち工事量

入札公告日時点において、手持ち工事量の件数について評価する。

ケ) 若手技術者の登用

- ①主任（監理）技術者の資格要件を満たす35歳未満の若手技術者を当該工事の主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者に配置
- ②35歳未満の若手技術者を現場代理人または担当技術者に配置

コ) C O 2 削減対策

当該事業において、I S O 1 4 0 0 1 の取得もしくはエコアクション21認証の有無について評価する。

サ) 労働災害防止対策

当該事業において、労働災害防止対策の有無について評価する。

エ 配置予定技術者の技術能力〔10点〕、簡易型〔4点〕、特別簡易型〔2点〕

当該事業に該当する項目を選択する。

評価項目	評価基準	配点
直近15年間の工事成績評定	有	1点
	無	0点
過去の同種工事の施工実績	有	1点
	無	0点
保有する資格	有	1点
	無	0点
専門技術力*	有	2点
	無	0点
当該事業の理解度*	有	2点
	無	0点
当該事業の対応能力*	有	2点
	無	0点
直近15年間の優秀技術者表彰受賞実績	有	1点
	無	0点

※については技術資料に関するプレゼンテーションで確認する。

ア) 直近15年間の工事成績評定

工事成績評定点は、直近10年間（年度）に完成し、引渡しを終了した企業団または神奈川県内で発注した公共工事のうち、請負金額が5,000万円以上で元請業者の主任技術者または監理技術者として受注した工事で、工事成績評定点が80点以上の評定を受けた実績の有無について評価する。

イ) 過去の同種工事の施工実績

過去15年間（年度）に完成し、引渡しを終了した企業団または神奈川県内で発注した公共工事のうち、請負金額が5,000万円以上で元請業者の主任技術者及び監理技術者として従事した同種工事の施工実績の有無について評価する。

ウ) 保有する資格

入札公告日時点における配置予定技術者の保有する資格のうち、当該事業の工種において監理技術者になることができる資格、または企業団が指定する資格の有無について評価する。

エ) 専門技術力（技術提案後のプレゼンテーションで確認する）

過去に経験した同種事業について中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが具体的に説明できる。

オ) 当該事業の理解度（技術提案後のプレゼンテーションで確認する）

当該事業について適切に理解したうえで、質問や技術提案等積極的な取り組み姿勢が見られる。

カ) 当該事業の対応能力（技術提案後のプレゼンテーションで確認する）

当該事業について浄水場職員や近隣住民などの第三者に対して、工事説明や苦情処理などの対応が適切にできる。

キ) 直近5年間の優秀技術者表彰受賞実績

直近5年間（年度）に完成し、引渡しを終了した企業団または神奈川県内で発注した公共工事のうち、入札公告日時点において優秀技術者表彰受賞実績の有無について評価する。

オ 企業の社会性・信頼性〔～2点〕

評価項目	評価基準	配点
災害時等の地域貢献	有	1点
	無	0点
建設業労働災害防止協会への加入	有	1点
	無	0点

ア) 災害時等の地域貢献

入札公告日時点において、企業団との「災害時における資材等の供給に関する協定書」、または企業団との「災害時における復旧工事の協力に関する協定書」の

締結の有無について評価する。

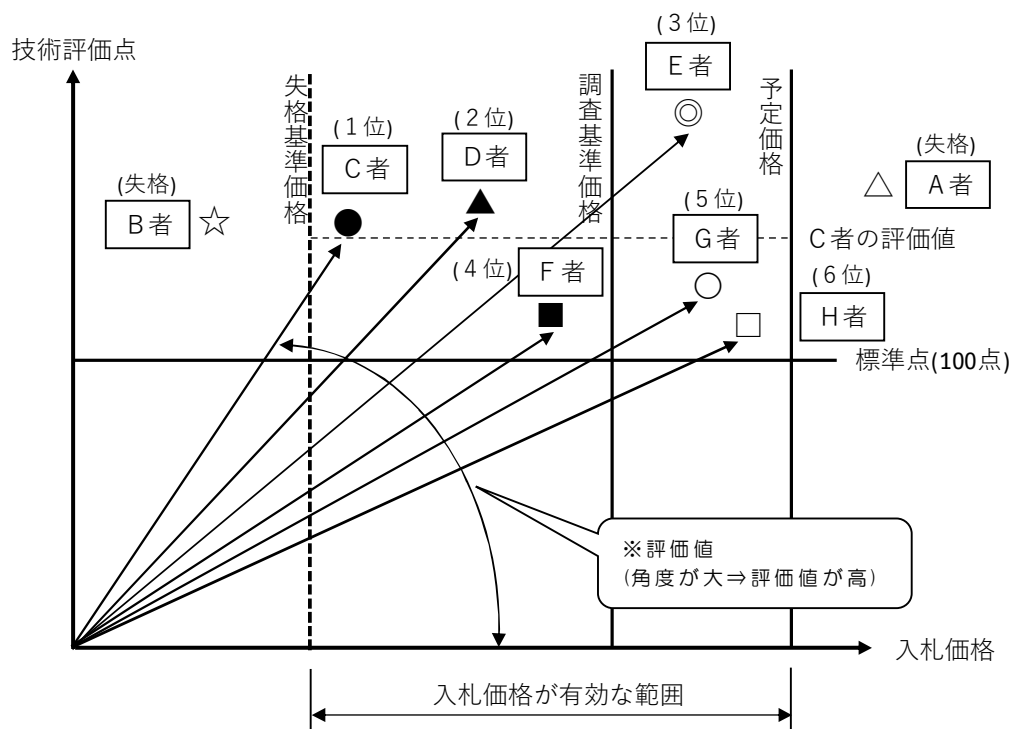
イ) 建設業労働災害防止協会への加入

当該年度における建設業労働災害防止協会神奈川支部への加入の有無について評価する。

7 落札者の決定方法

落札候補者の決定は、入札価格が有効な範囲で技術力等の評価において失格とならなかった者のうちから、評価値が最も高い者（以下「最高評価入札者」という。）が落札候補者となる。評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

ただし、最高評価入札者の入札価格が調査基準価格を下回る入札であった場合は、低入札価格調査制度取扱要領第7条及び第8条に基づき調査を実施後、落札候補者を決定するものとする。



(参考)

A者：入札価格が予定価格を超えているため、失格

B者：入札価格が失格基準価格以下のため、失格

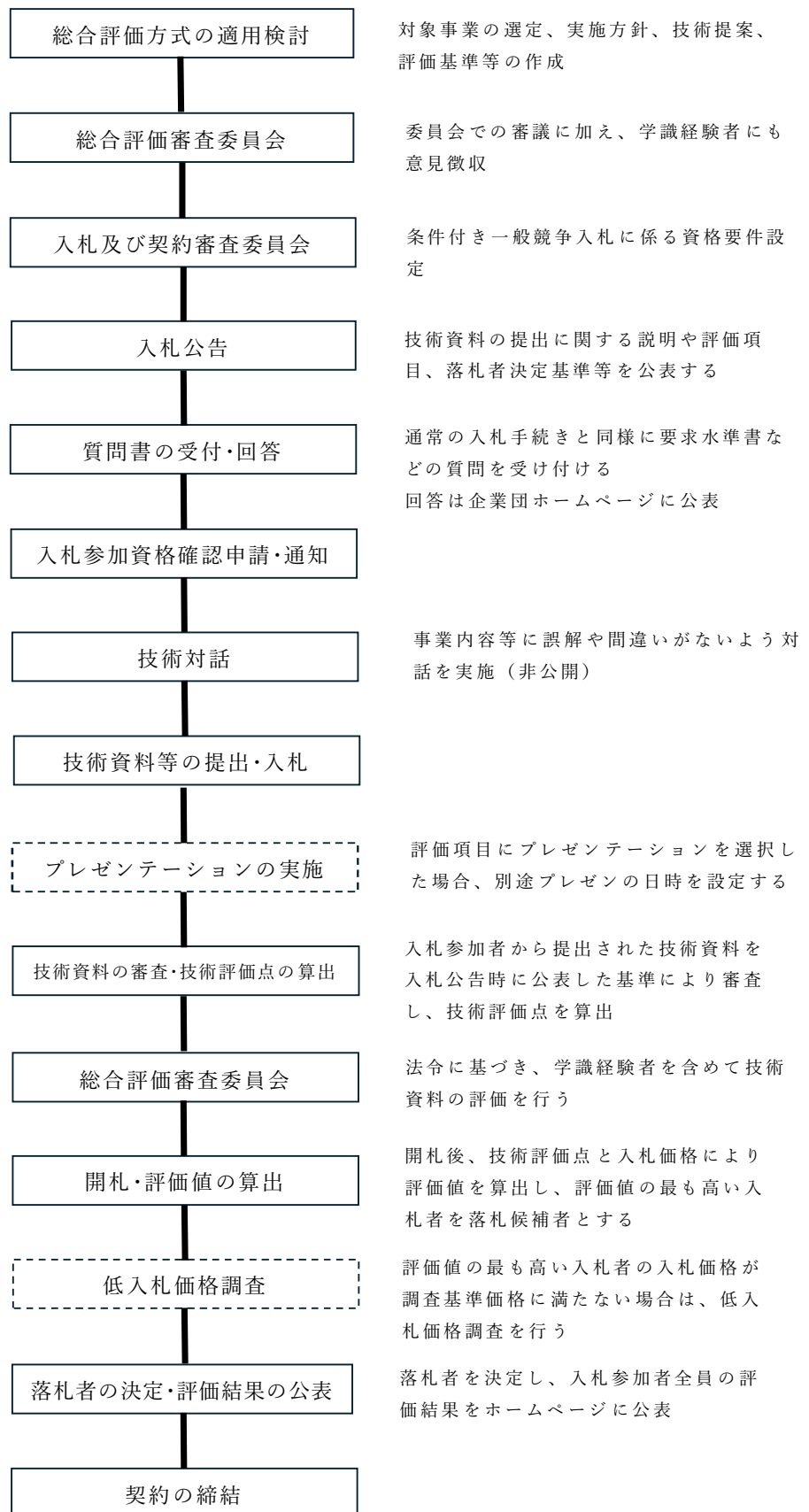
C者：評価値が大きい、調査基準価格未満のため、低入札価格調査実施後に入札及び契約審査委員会の審議を経て落札者となる

D者：次順位者

E者：次々順位者

F、G、H者：E者の評価値よりも小さいため、落札者とならない

8 入札契約手続きの一般的な流れ（主に入札公告に関する流れ）



9 中立かつ公正な評価の確保（学識経験者の意見聴取）

技術資料の審査・評価を行うにあたって、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

地方自治法施行令第167条の10の2及び同施行規則第12条の4によると、総合評価方式の実施にあたり、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととしている。

また、落札者を決定するときも意見聴取の必要があるとされた場合は、改めて意見を聴くこととしている。

なお、意見聴取にあたっては、総合評価審査委員会を開催する方式に代えて、個別の案件ごとに専門業種の学識経験者に出張する方式で、意見を聴取する場合がある。

10 技術提案等の担保

落札者の提示した技術資料の内容のうち、技術提案等及び配置予定技術者の配置は契約内容となるため、履行できなかった場合の措置をあらかじめ定める。

なお、工事成績評定点の減点に加えて、「11 ペナルティーの設定」に示すとおり、違約金の支払いを求めることとする。

（1）技術提案等の履行に関する事項

受注者は、技術提案等の内容を「計画書等」に記載し、履行しなければならない。

ただし、発注者が実施を認めない項目については、この限りでない。

発注者は、不履行が判明した時点で、速やかに「文章注意（通知）」を行い、当該内容の履行を促すものとする。

「文章注意（通知）」を行っても履行されない場合は、「文章注意（指示）」を行い、再度当該内容の履行を促すこととする。その不履行が、受注者の責によるものであった場合、再度の施工を原則とするとともに、工事成績評定点を減点（－5点）する。

さらに、その不履行が受注者の責によるものであり、「文章注意（指示）」を行っても履行されない場合や再度の施工が困難な場合、発注者の書面指示による施工等を原則とするとともに、工事成績評定点を減点（－10点）する。

技術提案等の不履行が工事目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合は、工事請負契約書に基づき目的物の補修等履行の追完の請求などができる。

（2）配置予定技術者の配置に関する事項

受注者は技術資料に記述した配置予定技術者を契約上の主任技術者（監理技術者）として配置しなければならない。

ただし、やむを得ない事情（病気・けが・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提示し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることができる。

その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と同点以上の評価となる技術者でなければならない。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点（－５点）する。

技術資料提出時に配置技術者を特定できない場合は、競争参加資格の要件を満たす複数の候補者の技術資料を提出することができる。この場合、評価値の算出にあたっては、各候補者のうち加算点の合計が最も低い者で評価する。

11 ペナルティの設定

(1) 技術資料の不履行

技術提案型において、技術資料の記載事項の不履行が確認した場合の違約金は、自然災害等の不可抗力による場合を除き、履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

(除算方式の例)

$$\text{違約金} = \text{契約金額} - (\text{標準点} + B) / (\text{標準点} + A) \times \text{契約金額}$$

標準点：１００点

A：入札時の技術資料を基に算出された加算点

B：技術資料が履行されなかった内容により算出された加算点

(加算方式の例)

$$\text{違約金} = \text{契約金額} - \text{契約金額} \times (B / A)$$

A：入札時の技術資料を基に算出された加算点

B：技術資料が履行されなかった内容により算出された加算点

(2) 技術資料の虚偽記載

ア 発注者は締結前に技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽の記載とみなし、その技術資料を提出した者を失格とする。

また、契約締結後に技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽の記載とみなし、工事成績評定点の減点（１項目－５点、２項目以上－１０点）を行う。これにより、受注者は指名停止等措置要領に基づき入札参加停止措置を受けることがある。

イ 配置予定技術者を変更しようとする場合、発注者に提出し承諾を得る資料で、やむを得ない事情を証明する資料や変更後の配置技術者が変更前の配置技術者

と同等以上の技術的資格、経験等を有する者と証明する資料に虚偽の記載があった場合は、アの規定を適用する。

12 総合評価方式に係る事項の公表

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札手続き開始時及び落札者決定時に、次の事項を明らかにする。

(1) 入札手続き開始時における明示

総合評価方式による入札手続きを開始するときは、入札公告兼入札説明書に次の事項を明記する。

- ア 総合評価方式による入札であること
- イ 技術資料の提出方法、提出期限
- ウ 総合評価に関する事項（評価項目、評価基準、配点、失格要件、総合評価の方法、技術資料の内容の担保）
- エ 落札候補者及び落札者の決定方法

(2) 落札者決定時における明示

落札者を決定する時は、次の事項を記載した評価調書を公表する。

- ア 入札参加者の商号
- イ 入札参加者の入札価格
- ウ 入札参加者の加算点、技術評価点、評価値
- エ 総合評価方式の採用理由

ただし、ウについては、入札価格が制限の範囲内にある者（技術力等の評価において失格となった者を除く。）のみとする。

(3) 技術資料の取扱い上の留意点

提出された技術資料は、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（令和6年12月13日閣議決定）に基づき、「民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすることなど取扱いに留意する。その上で、採用した技術資料や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。」との取扱いに準拠する。

13 技術資料の提出

設定した評価項目に応じ、入札参加に対して技術資料の提出を求める。

(1) 提出方法

持参または郵送とし、FAX、電子メール等による提出は認めない。

持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。

なお、原則として、一度提出した書類の返却、差替えには応じない。

(2) 提出場所

神奈川県内広域水道企業団総務部契約検査課

郵便番号 241-8525

横浜市旭区矢指町1194番地

14 各種様式・参考資料

【各種提出様式】

- 技術資料表紙(様式1)
- 技術提案(様式2)
- 簡易な施工計画の技術的所見(様式3)
- 企業の技術的能力(様式4)
- 工事成績の実績表(様式5)
- 手持ち工事の状況(様式6)
- 若手技術者の登用(様式7)
- CO₂削減対策(様式8)
- 労働災害対策(様式9)
- 配置予定技術者の技術能力(様式10)
- 企業の社会性・信頼性(様式11)

【総合評価方式に係る特記仕様書】

- 総合評価方式(技術提案型)に係る特記仕様書
- 総合評価方式(簡易型)に係る特記仕様書

【共同企業体(JV)の取扱い】

- 共同企業体(JV)の取扱い

【総合評価審査委員会設置要綱】

- 神奈川県内広域水道企業団総合評価審査委員会設置要綱

【総合評価方式実施要領】

- 神奈川県内広域水道企業団総合評価方式実施要領

神奈川県内広域水道企業団
企業長 城 博俊 殿

商号又は名称
代 表 者 名

印

◎ 社

◎の枠内は、記入しないで下さい。

技術資料の提出について

次の工事（事業）について、技術資料を提出します。

なお、資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

- 1 工事(事業)名 令和〇〇年度〇〇〇〇工事（事業）
- 2 工事(履行)場所 〇〇市〇〇区〇〇地先
- 3 提出書類
 - (1) 技術提案(様式2) または、簡易な施工計画の技術的所見(様式3)
 - (2) 企業の技術的能力(様式4)
 - (3) 工事成績の実績表(様式5)
 - (4) 手持ち工事の状況(様式6)
 - (5) 若手技術者の登用(様式7)
 - (6) CO₂削減対策(様式8)
 - (7) 労働災害防止対策(様式9)
 - (8) 配置予定技術者の技術能力(様式10)
 - (9) 企業の社会性・信頼性(様式11)

※企業の技術的能力と配置予定技術者の技術能力は、発注者が必要な項目を選択する。

4 自己評価点

評価種別	評価項目	自己評価点	
企業の技術的能力	直近15年間の工事成績評定の平均点	点	
	過去の同種工事の施工実績	点	
	直近15年間の優良工事等表彰等の受賞実績	点	
	ISO9001の認証取得	点	
	ICT活用工事の実施	点	
	ASPの活用	点	
	CCUSの活用	点	
	手持ち工事量	点	
	若手技術者の登用	点	
	CO2削減対策	点	
	労働災害防止対策	点	
	配置予定技術者の技術能力	直近15年間の工事成績評定	点
過去の同種工事の施工実績		点	
保有する資格		点	
技術提案後のプレゼンテーションで確認		専門技術力	点
		当該工事の理解度	点
		当該工事の対応能力	点
直近15年間の優良技術者表彰受賞実績	点		
企業の社会性・信頼性	災害時等の地域貢献	点	
	建設業労働災害防止協会への加入	点	
自己評価点の合計		点	

※公告に記載の評価基準に基づき自己評価による点数を記載すること

(問い合わせ先)

神奈川県内広域水道企業団 総務部 契約検査課
 住 所 横浜市旭区矢指町1194番地
 電話番号 045-363-4961
 電子メール sougouhyouka@kwsa.or.jp

(様式2) 技術提案

会社名：

◎ 社

◎の枠内は、記入しないで下さい。

技術提案

* 太枠内に記述。

評価項目	○○○○の○○○○に係る（対する）技術提案	○枚中○枚目
<p>●詳細事項「□□□□・・・・・・・・・・の□□□□□・・・・・・・・・・について」 (文字サイズ 11pt)</p>		
〔記入欄〕		
1	<<具体的な工夫1の表題>>・・・・・・・・・・について	
2	<<具体的な工夫1の内容>>・・・・・・・・・・	
3	・・・・・・・・・・。	
4	<<具体的な工夫2の表題>>・・・・・・・・・・について	
5	<<具体的な工夫2の内容>>・・・・・・・・・・	
6	・・・・・・・・・・。	
～		
20		

※記述にあたっては、別紙「技術提案に関する注意事項等」を確認すること。

技術提案に関する注意事項等

(危機管理の対応・工事目的物の性能機能向上・社会的要請への対応・企業団が指定した課題への対応)

- 1 要求事項を満たすうえで、技術提案が優れているかどうかを評価する。
- 2 技術提案は文字サイズ11ポイントを標準として、提案項目毎に指定した枚数、行数以内に記述する。また、記述内容をイメージしやすいように図や表を挿入することも可能とする。さらに、企業団が指定した場合は、参考資料を添付することも可能とする。
なお、図や表だけで記述された文章は、加点評価の対象としないこととし、指定された行数を超えた部分や図表を挿入する目的等で特定の行間を著しく広げた部分に係る技術提案は評価しない。
- 3 技術提案は、1から順に具体的工夫の表題と内容を記述すること。
- 4 具体的工夫は、付帯的な提案の内容や配慮事項とその効果、目的を提案し、工事の特性および現場環境条件を踏まえた実現性のある施工手順、手法、実施箇所（実施範囲）、実施頻度、実施条件（特定の条件の時だけ行う場合）などを記述すること。
なお、「必要に応じて行う」「状況によって検討する」「できる限り努力する」などの曖昧な表現による記述内容は、加点しない。
- 5 以下に示す技術提案は、標準的な施工と同程度であり、効果が期待できないものとし、加点評価しない。
 - (1) 共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守した標準的なもの
 - (2) 「設計積算基準、標準歩掛（企業団）」による工種を標準とするもの
 - (3) 設計図書で発注者が示した参考図（参考工法）によるもの
 - (4) 設計に計上すべきものであり、契約後に設計変更で対応するもの
- 6 以下に示す技術提案は、実施を認めないものとし、加点評価しない。
 - (1) 工事目的物の変更が伴うもの
 - (2) 他機関等の協議を要するもの
 - (3) 過度なコスト負担を要するもの
 - (4) 関連工事等の受注を前提としたもの
 - (5) 工期延長を伴うもの
- 7 以下に示す技術提案は、現場施工に不向きな記述であり、実施を認めないものとし、案1つに対して1点減点する場合がある。
 - (1) 現場条件を踏まえていない実施不可能なもの
 - (2) 施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
 - (3) 周辺住民や施設利用者に対して著しく迷惑となるもの
 - (4) 施工管理基準を満たさないもの
- 8 以下に示す場合は、失格とする。

- (1) 技術資料を全く提出しなかった者
 - (2) 各評価項目に対応した内容の記述が全くない場合
 - (3) 誹謗中傷、各種法令違反、事実に反する虚偽の記述がある場合
 - (4) 自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所など、自社を特定できる記述がある場合
 - (5) 業務要求水準書に記載する要求水準を満たさない場合
- 9 必要に応じて、技術提案に関するプレゼンを実施し、内容等を確認する。

(様式3) 簡易な施工計画の技術的所見

会社名：

◎ 社

◎の枠内は、記入しないで下さい。

簡易な施工計画の技術的所見

* 太枠内に記述。

評価項目	○○○○の○○○○に係る（対する）技術的所見	○枚中○枚目
<p>●詳細事項「□□□□・・・・・・・・・・の□□□□□・・・・・・・・・・について」 (文字サイズ 11pt)</p>		
〔記入欄〕		
1	<<具体的な工夫1の表題>>・・・・・・・・・・について	
2	<<具体的な工夫1の内容>>・・・・・・・・・・	
3	・・・・・・・・・・。	
4	<<具体的な工夫2の表題>>・・・・・・・・・・について	
5	<<具体的な工夫2の内容>>・・・・・・・・・・	
6	・・・・・・・・・・。	
～		
20		

※記述にあたっては、別紙「簡易な施工計画の技術的所見に関する注意事項等」を確認すること。

簡易な施工計画の技術的所見に関する注意事項等

(品質管理・施工上の課題・安全対策・工程管理)

- 1 設計図書、または要求水準に示す事項を満たすうえで、技術的所見が優れているかどうかを評価する。
- 2 技術提案は文字サイズ11ポイントを標準として、企業団が指定した枚数、行数以内に記述することとする。記述内容をイメージしやすいように図や表を挿入してもよいが、図や表も指定した行数に含むものとする。
なお、図や表だけで記述された文章は、加点評価の対象としない。
また、指定された行数を超えた部分や図表を挿入する目的等で特定の行間を著しく広げた部分に係る技術提案は評価しない。
- 3 技術的所見は、1から順に具体的工夫の表題と内容を記述すること。1つの所見に複数の具体的工夫を記述した場合でも、加点評価は1点とする。
また、1つの具体的工夫を複数の所見に分けて記述した場合でも、加点評価はあわせて1点とする。
- 4 具体的工夫は、工事の特性や現場条件を踏まえ、実施方法、実施箇所（実施範囲）、実施頻度、実施条件（特定の条件の時だけ行う場合）やその効果等を記述すること。
なお、「必要に応じて行う」「状況によって検討する」「できる限り努力する」などの曖昧な表現による記述内容は、加点しない。
- 5 以下に示す技術提案は、標準的な施工と同程度であり、効果が期待できないものとし、加点評価しない。
 - (1) 共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守した標準的なもの
 - (2) 「設計積算基準、標準歩掛（企業団）」による工種を標準とするもの
 - (3) 設計図書で発注者が示した参考図（参考工法）によるもの
 - (4) 設計に計上すべきものであり、契約後に設計変更で対応するもの
- 6 以下に示す技術提案は、実施を認めないものとし、加点評価しない。
 - (1) 工事目的物の変更が伴うもの
 - (2) 他機関等の協議を要するもの
 - (3) 過度なコスト負担を要するもの
- 7 以下に示す技術提案は、現場施工に不向きな記述であり、実施を認めないものとし、案1つに対して1点減点する場合がある。
 - (1) 現場条件を踏まえていない実施不可能なもの
 - (2) 施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
 - (3) 周辺住民や施設利用者に対して著しく迷惑となるもの
 - (4) 施工管理基準を満たさないもの
- 8 以下に示す場合は、失格とする。
 - (1) 技術資料を全く提出しなかった者

- (2) 各評価項目に対応した内容の記述が全くない場合
- (3) 誹謗中傷、各種法令違反、事実に反する虚偽の記述がある場合
- (4) 自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所など、自社を特定できる記述がある場合
- (5) 業務要求水準書に記載する要求水準を満たさない場合

(様式4) 企業の技術的能力

会社名：

 ◎ 社

◎の枠内は、記入しないで下さい。

企業の技術的能力

*太枠内に記述。

直近15年間の工事成績評定点の平均点 (令和〇～〇年度完成) (請負金額5,000万円以上)(同種業種)		(様式5)に神奈川県内の事業者が発注した対象となる工事成績の実績を全て記述すること。
過去の 同種工事の施工実績 (令和〇～〇年度完成) (請負金額5,000万円以上) (代表的なもの1件)	実績の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	工事名	令和〇〇年度〇〇〇〇工事
	工事場所	〇〇市〇〇区〇〇地内
	請負金額(最終)	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	工期(最終)	令和〇〇年〇〇月〇〇日～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
	発注機関	〇〇〇〇〇
	工事概要	
実績証明書類	<input type="checkbox"/> 契約書の写し・ <input type="checkbox"/> コリンズ登録の写し・ <input type="checkbox"/> その他 ()	
直近15年間の優良工事等表彰の受賞実績 (令和〇～〇年度完成) (神奈川県内事業者発注) (代表的なもの1件)	実績の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	工事名	令和〇〇年度〇〇〇〇工事
	発注機関	〇〇発注機関〇〇事務所
	表彰名	〇〇〇表彰
ISO9001の認証取得 (入札公告日時点)	取得の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	添付書類	登録書の写し及び登録範囲が確認できる付属書の写し
ICT活用工事の実施	活用の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
ASPの活用	活用の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
CCUSの活用	活用の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
手持ち工事量	添付書類	(様式6)を用いて、手持ち工事量を記述すること
若手技術者の登用	登用の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	添付書類	(様式7)を用いて、登用者を記述すること
CO2削減対策	削減対策の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	添付書類	(様式8)を用いて、削減対策を記述すること

労働災害防止対策	対策の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	添付書類	(様式9)を用いて、防止対策を記述すること

※評価項目ごとに公告に記載の評価基準に基づき自己評価をした点数を表紙に記載すること。

※該当するものに、を記入すること。

※本工事において、ICT・ASP・CCUSを活用することを評価する。本工事でICTを活用するとしていたにもかかわらず、実際は活用しなかった場合は、「技術提案等が達成されなかった場合の取扱い」の対象となる。

(様式5) 工事成績の実績表

会社名：

工事成績の実績表

*太枠内に記述。

番号	工事の情報	評定点
1	発注機関：〇〇発注機関 工期(最終)：令和〇〇年〇〇月〇〇日～ 令和〇〇年〇月〇〇日 工事名：令和〇〇年度〇〇〇〇工事 施工場所：〇〇市〇〇地内 受注形態：単体企業 コリンズ登録番号：〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇点
2	発注機関：〇〇発注機関 工期(最終)：令和〇〇年〇〇月〇〇日～ 令和〇〇年〇月〇〇日 工事名：令和〇〇年度〇〇〇〇工事 施工場所：〇〇市〇〇地内 受注形態：単体企業 コリンズ登録番号：〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇点
3	発注機関：〇〇発注機関 工期(最終)：令和〇〇年〇〇月〇〇日～ 令和〇〇年〇月〇〇日 工事名：令和〇〇年度〇〇〇〇工事 施工場所：〇〇市〇〇地内 受注形態：単体企業 コリンズ登録番号：〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇点
4	発注機関：〇〇発注機関 工期(最終)：令和〇〇年〇〇月〇〇日～ 令和〇〇年〇月〇〇日 工事名：令和〇〇年度〇〇〇〇工事 施工場所：〇〇市〇〇地内 受注形態：単体企業 コリンズ登録番号：〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇点
5	発注機関：〇〇発注機関 工期(最終)：令和〇〇年〇〇月〇〇日～ 令和〇〇年〇月〇〇日 工事名：令和〇〇年度〇〇〇〇工事 施工場所：〇〇市〇〇地内 受注形態：単体企業 コリンズ登録番号：〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇点
平均点		〇点

※記載に誤りがある場合は、他の評価項目と同様に評価しないが、工事成績評定点の平均点は、平均点が65点未満となる場合に限り、評価基準に基づき減点する。

※共同企業体として受注した工事についても、代表者・構成員にかかわらず全て記述すること。

※対象となる検査の種類は、完成検査（指定部分に係るものは含まない。）に限る。

(様式6) 手持ち工事の状況

会社名：

手持ち工事の状況

*太枠内に記述。

工事(委託名)		契約期間	契約金額(税込み)	契約支店名等	発注者
1		〇〇年〇〇月〇〇日～	千円	〇〇株式会社 〇〇支店	〇〇発注機関
		〇〇年〇〇月〇〇日			
2		〇〇年〇〇月〇〇日～	千円	〇〇株式会社 〇〇支店	〇〇発注機関
		〇〇年〇〇月〇〇日			
3		〇〇年〇〇月〇〇日～	千円	〇〇株式会社 〇〇支店	〇〇発注機関
		〇〇年〇〇月〇〇日			
4		〇〇年〇〇月〇〇日～	千円	〇〇株式会社 〇〇支店	〇〇発注機関
		〇〇年〇〇月〇〇日			
5		〇〇年〇〇月〇〇日～	千円	〇〇株式会社 〇〇支店	〇〇発注機関
		〇〇年〇〇月〇〇日			
6		〇〇年〇〇月〇〇日～	千円	〇〇株式会社 〇〇支店	〇〇発注機関
		〇〇年〇〇月〇〇日			
7		〇〇年〇〇月〇〇日～	千円	〇〇株式会社 〇〇支店	〇〇発注機関
		〇〇年〇〇月〇〇日			
8		〇〇年〇〇月〇〇日～	千円	〇〇株式会社 〇〇支店	〇〇発注機関
		〇〇年〇〇月〇〇日			
9		〇〇年〇〇月〇〇日～	千円	〇〇株式会社 〇〇支店	〇〇発注機関
		〇〇年〇〇月〇〇日			
10		〇〇年〇〇月〇〇日～	千円	〇〇株式会社 〇〇支店	〇〇発注機関
		〇〇年〇〇月〇〇日			

※官公庁・民間発注の同種同規模以上の元請けの手持ち工事(委託)状況について、10件まで記述すること。

※民間発注工事において、名称の記入に支障がある場合は、A社等の記述とすること。

(様式7) 若手技術者・女性技術者の登用

会社名：

若手技術者・女性技術者の登用

*太枠内に記述。

若手技術者	(ふりがな) 氏名		
	生年月日		歳

若手技術者	(ふりがな) 氏名		
	生年月日		歳

若手技術者の登用		主任(監理)技術者の資格要件を満たす35歳未満の若手技術者を当該工事の主任(監理)技術者、現場代理人または担当技術者に配置する	
		35歳未満の若手技術者を現場代理人または担当技術者に配置する	
		上記に該当しない	

※該当する項目に○をつけること。

(様式8) CO2削減対策

会社名：

CO2削減対策

*太枠内に記述。

CO2削減対策		ISO14001 の取得もしくはエコアクション21の認証・登録
		その他（具体的な対策があれば余白部分に記述すること。

※該当する項目に○をつけること。

(その他)

(様式9) 労働災害防止対策

会社名 :

労働災害防止対策

* 太枠内に記述。

当該工事における労働災害防止対策について

(様式 10) 配置予定技術者の技術能力

会社名：

◎ 社

◎の枠内は、記入しないで下さい。

配置予定技術者の技術能力

*太枠内に記述。

直近 15 年間の工事 成績評定 (令和〇～〇年度完成) (請負金額 5,000 万円以 上) (評定点 80 点以上) (代表的なもの 1 件)	実績の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	工事名	令和〇〇年度〇〇〇〇工事	
	工事場所	〇〇市〇〇区〇〇地内	
	請負金額(最終)	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
	工期(最終)	令和〇〇年〇〇月〇〇日～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	発注機関	〇〇〇〇〇	
	請負人	株式会社〇〇 〇〇支店	
	検査年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
評定点	コリンズ登録番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇点
過去の 同種工事の施工実績 (令和〇～〇年度完成) (請負金額 5,000 万円以 上) (代表的なもの 1 件)	実績の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	工事名	令和〇〇年度〇〇〇〇工事	
	工事場所	〇〇市〇〇区〇〇地内	
	請負金額(最終)	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
	工期(最終)	令和〇〇年〇〇月〇〇日～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	発注機関	〇〇〇〇〇	
	工事概要		
実績証明書類	<input type="checkbox"/> コリンズ登録の写し・ <input type="checkbox"/> その他 ()		
保有する資格 (入札公告日時点) (監理技術者になること ができる資格)	取得の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	資格者証	有効年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	講習修了証	終了年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	添付書類	監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること	
直近 15 年間の優良技 術者表彰受賞実績 (令和〇～〇年度完成) (神奈川県内事業体発注) (代表的なもの 1 件)	実績の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	工事名	令和〇〇年度〇〇〇〇工事	
	発注機関	〇〇発注機関〇〇事務所	
	表彰名	〇〇〇表彰	
表彰年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

※評価項目ごとに公告に記載の評価基準に基づき自己評価をした点数を表紙に記載すること。

※該当するものに、☑を記入すること。

(様式 11) 企業の社会性・信頼性

会社名：

◎ 社

◎の枠内は、記入しないで下さい。

企業の社会性・信頼性

*太枠内に記述。

災害時等の地域貢献 (入札公告日時点) (代表的なもの1件)	協定等の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	協定等の名称	<input type="checkbox"/> 災害時における資材等の供給に関する協定書 <input type="checkbox"/> 災害時における復旧工事の協力に関する協定書
	協定等の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
	協定等の内容	
	添付書類	協定書等の写しを提出すること。
建設業労働災害防止 協会への加入 (当該年度)	加入の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	添付書類	建設業労働災害防止協会神奈川支部への加入証明書の写しを提出すること。(令和〇〇年度内のものであれば時点は問いません。)

※評価項目ごとに公告に記載の評価基準に基づき自己評価をした点数を表紙に記載すること。

※該当するものに、を記入すること。

○総合評価方式（技術提案型）に係る特記仕様書

- 1 本事業は、総合評価方式技術提案型により落札者を決定する事業である。
- 2 受注者は、本事業の入札にあたり、提出した技術資料の内容に基づき施工すること（または施工後の業務を行うこと）。
ただし、発注者が実施を認めない旨の指示をした内容は除く。
- 3 受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を本工事の主任技術者（監理技術者）として配置すること。
ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることができる。
その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と、同点以上の評価となる技術者とすること。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。
- 4 提出された技術資料の内容は、工事共通仕様書等の標準的な事項に優先するものとし、計画書等にその内容を記載すること。
なお、技術資料の内容に基づく設計図書の変更は行わない。
- 5 受注者は、提出された技術資料の内容を満たしていることが確認できる資料をモニタリング実施計画書等に記載すること。
なお、その資料の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 受注者の責により、提出された技術資料の内容が履行されなかった場合、受注者は、再施工（工事完成後の業務にあたっては改善）すること。
ただし、再施工・改善によってもその内容が満たされない場合、あるいは再施工・改善が困難な場合、または合理的でない場合等については、企業団の指示による施工・業務実施とすること。
本項目に該当がある場合、工事成績評定点の減点、違約金、損害賠償請求等の措置を講じる。
- 7 この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途企業団と協議すること。

○総合評価方式（簡易型）に係る特記仕様書

- 1 本事業は、総合評価方式簡易型により落札者を決定する事業である。
- 2 受注者は、本事業の入札にあたり提出した技術的所見等の技術資料の内容に基づき施工すること（または施工後の業務を行うこと）。
ただし、発注者が実施を認めない旨の指示をした内容は除く。
- 3 受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を本工事の主任技術者（監理技術者）として配置すること。
ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることができる。
その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した加算点の合計と、同点以上の評価となる技術者とすること。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。
- 4 提出された技術資料の内容は、工事共通仕様書等の標準的な事項に優先するものとし、計画書等にその内容を記載すること。
なお、技術資料の内容に基づく設計図書の変更は行わない。
- 5 受注者は、提出された技術資料の内容を満たしていることが確認できる資料をモニタリング実施計画書等に記載すること。
なお、その資料の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 受注者の責により、提出された技術資料の内容が履行されなかった場合、受注者は再施工（工事完成後の業務にあたっては改善）すること。
ただし、再施工・改善によってもその内容が満たされない場合、あるいは再施工・改善が困難な場合または合理的でない場合等については、企業団の指示による施工・業務実施とすること。
本項目に該当がある場合、工事成績評定点を減点する。
- 7 この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途企業団と協議すること。

○共同企業体（JV）の取扱い

共同企業体（以下「JV」という。）として受注した過去の工事は、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）・経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）とともに、代表者・構成員にかかわらず、企業や配置予定技術者の過去の実績として取扱う。※入札公告兼入札説明書の指示に従うこと。

1 単体企業として入札に参加する場合

【企業の過去の実績】

評価種別		過去の受注形態 評価項目	過去の受注形態		適用
			単体 受注	JV 受注	
企業 の 技 術 力	企業 の 技 術 的 能 力	過去の同種工事の施工実績	○	○	いずれかの代表的な同種工事の施工実績を1つ
		直近15年間の工事成績 評定点の平均点	◎	◎	対象工事すべての工事成績評 定点の平均点
		直近15年間の優良工事 等表彰等の受賞実績	○	○	いずれかの受賞1つ
	技 術 配 置 予 定 技 術 者 の 技 術 力	過去の同種工事の施工実績	○	○	いずれかの代表的な同種工事の施工実績を1つ
		直近15年間の工事成績 評定実績	○	○	いずれかの優秀な工事成績評 定実績を1つ
		直近10年間の優秀技術 者表彰等の受賞実績	○	○	いずれかの優秀な工事成績評 定実績で条件を満たすものを1つ

◎：全てを対象とする ○：いずれかを対象とする

2 JVとして入札に参加する場合

【企業の過去の実績】

評価種別	過去の受注形態	代表者		構成員		適用		
		単体受注	JV受注	単体受注	JV受注			
評価項目								
企業の技術力	企業の技術的	過去の同種工事の施工実績	○	○	○	○	いずれかの代表的な同種工事の施工実績を1つ	
		直近15年間の工事成績評定点の平均点	◎	◎	◎	◎	対象工事すべての工事成績評定点の平均点（※1）	
		直近15年間の優良工事等表彰等の受賞実績	○	○	○	○	いずれかの受賞1つ	
	技術的	配置予定技術者	過去の同種工事の施工実績	○	○	○	○	いずれかの代表的な同種工事の施工実績を1つ
			直近15年間の工事成績評定実績	○	○	○	○	いずれかの優秀な工事成績評定実績を1つ
			直近150年間の優秀技術者表彰等の受賞実績	○	○	○	○	いずれかの優秀な工事成績評定実績で条件を満たすものを1つ

◎：全てを対象とする ○：いずれかを対象とする

※1 JVとして受注した工事の工事成績評定点は、同一工事の場合であっても、代表者・構成員それぞれ別々に計上して、平均点を算出すること。

【企業の現在の状況】

評価種別	評価項目	企業	単体受注	JV受注	適用
企業の技術的	技術的	ISO9001の認証取得	○	○	いずれかの企業が取得していること
	配置予定技術者	資格取得	◎	◎	すべての配置予定技術者が資格を有していること
企業の信頼性	社会性	災害時等の地域貢献	○	○	いずれかの企業が協定等を締結していること
		建設業労働災害防止協会への加入	◎	◎	すべての企業が加入していること

◎：全てを対象とする ○：いずれかを対象とする

○神奈川県内広域水道企業団総合評価審査委員会設置要綱

(平成21年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内広域水道企業団総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が条件付き一般競争入札により発注する工事（工事に付随する維持管理業務委託を含む。）及び計画調査委託に関し、価格と入札参加者の技術的能力等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による入札執行について審議及び意見聴取するために、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議及び意見聴取する。

- (1) 総合評価方式による落札者決定基準に関すること。
- (2) 総合評価方式による技術資料の評価に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員2人以上で組織し、委員長は、水道技術管理者をもって充てる。

- 2 委員は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 企業長は、総合評価方式実施要領（平成21年4月1日施行）第3条の規定に基づく意見聴取等のため、第三者の学識経験者を特別委員として委嘱することができる。
- 5 特別委員は、委員会の議決に加わらないものとする。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委員長が急施を要すると認めたときは、個別に審議又は意見聴取を行うことをもって、委員会の開催に代えることができる。
- 3 委員会は、審査に必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の事務を処理するうえで知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、発注担当課及び契約検査課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附則 抄

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 抄

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

○神奈川県内広域水道企業団総合評価方式実施要領

(平成21年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が条件付き一般競争入札により発注する工事（工事に付随する維持管理業務委託を含む。）及び計画調査委委託（以下「工事等」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が企業団にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 総合評価方式による入札の執行は、次の各号に掲げるもののうち、工事等の品質を確保するために水道技術管理者が適当であると認めたものとする。

(1) 工事 当該工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することにより、工事目的物の性能の向上・長寿命化、維持修繕費の縮減、環境配慮の向上等が図られるもの

(2) 計画調査委託 当該業務の履行に必要な技術的能力を有する者が履行することにより、業務の品質をより高めることが期待されるもの

(学識経験者の意見聴取)

第3条 総合評価方式の適用に当たっては、令第167条の10の2第4項の規定に基づき、落札者決定基準を定めようとするときに、契約権者は、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見聴取においては、併せて、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、令第167条の10の2第5項の規定に基づき、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。なお、契約権者は、次条第1項の規定に基づき提出された技術資料（以下「技術資料」という。）を評価しようとするとき、必要に応じ、2人以上の学識経験者の意見を聴くことができる。

3 前2項の規定による学識経験者の意見聴取は、原則として企業団総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）において行うものとする。ただし、急を要するなど特別の事情がある場合にあつては、委員会に代えて、個別面談又は電子メールによる意見聴取ができるものとする。

(技術資料の提出)

第4章 契約権者は、総合評価方式による入札の執行に当たっては、別に定める総合評価方式ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、入札公告により、入札参加希望者に対し、技術資料の提出を求めるものとする。

2 契約権者は、前項の規定により提出された技術資料の審査に当たって、必要に応じて入札参加希望者に対し、ヒアリングを実施できるものとする。

(技術提案型及び簡易型に係る技術提案の採否通知)

第5条 技術提案型及び簡易型にあっては、契約権者は、技術提案の採否について提案者に通知するものとする。その際、技術提案の一部又は全部を不採用とした場合には、その理由を付して通知するものとする。また、技術提案が条件付で認められた場合にはその条件を付して通知するものとする。

(技術提案を採用した場合の入札等)

第6条 前条の規定による技術提案を行い採用の通知を受けた者は、当該提案に基づいた入札金額で入札するものとする。

2 技術提案の一部が採用されずに競争入札に参加する者は、不採用部分を標準案に基づき積算した入札金額で入札するものとする。

3 技術提案が採用されず、標準案により競争入札に参加する者は、標準案に基づいた入札金額で入札するものとする。

(予定価格)

第7条 予定価格の公表は入札執行後とする。

(技術資料の評価及び落札候補者の決定)

第8条 第4条及び第6条の規定により提出された技術資料及び入札価格により、ガイドラインの定めに基づき評価を行い、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

2 評価値の最も高い者が複数いる場合は、当該者によるくじ引きで落札候補者を決定する。

(落札者の決定)

第9条 契約権者は、第3条及び前条の規定による学識経験者からの意見聴取結果を踏まえた結果、決定した落札候補者に対し資格等事後審査の上、落札者を決定するものとする。なお、事後審査の結果及びその他特別の事情により、契約に至らない場合については、評価値が次点の者を落札候補者とすることができる。

(低入札価格調査)

第10条 第3条及び第8条の規定に基づく学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ決定した評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査制度の取り扱いを定めた低入札価格調査制度取扱要領(平成25年4月1日施行)により調査を実施する。ただし、低入札価格調査取扱要領中の「最低価格入札者」を「評価値の最も高い者」に読み替えるものとする。

(評価結果等の公表)

第11条 契約権者は、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 落札者

(2) 落札者を決定した理由

(3) 入札者の評価結果

(4) 総合評価方式を適用した理由

(落札者の施工方法等)

第12条 技術提案又は技術的所見（以下「技術提案等」という。）に基づき入札を行い落札した者に対しては、採用した技術提案等に係る部分については当該技術提案等に基づいて施工させるものとし、不採用とした技術提案等に係る部分については標準案に基づいて施工させるものとする。なお、採用した技術提案等に係る部分についての契約後の設計変更等は原則として行わないものとする。

2 標準案に基づき入札を行い落札した者に対しては、標準案に基づいて施工させるものとする。

(技術資料の作成費用)

第13条 技術資料の作成及び提出に要する一切の費用は、入札参加希望者の負担とする。

(技術提案等の使用及び保護)

第14条 技術提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、知的財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(技術提案等が達成されなかったときの対応等)

第15条 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、工事成績評定点を減点するものとする。

2 技術提案等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合には、落札者に対し、企業団指名停止等措置要領（平成4年1月1日施行）の規定に基づく指名停止のほか、違約金の請求を行うものとする。

3 前項の場合、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一となるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。

(入札の方法)

第16条 この要領に基づく総合評価方式により入札を執行する場合は、かながわ電子入札共同システムによる条件付き一般競争入札で執行するものとする。なお、技術資料については、当面は、かながわ電子共同システムによらず、持参又は送付により提出を求めるものとする。

第17条 この要領に定める事項のほか、総合評価方式の実施に関して必要な事項は、総合評価方式で工事等を発注する所属を所管する部長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月2日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年3月18日から施行する。

附則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。